

# 第1章 計画の基本事項

## (1) 計画策定の背景

本市では、平成24年（2012年）に「刈谷市国際化・多文化共生推進計画（以下「前計画」という。）」を策定し、「多様性を成長につなげる」「地球規模の共生をすすめる」「すべての人の人権をまもる」「共存・協働のまちをつくる」ことを目的に、5つの場面（地域、教育の場、公共施設・機会、企業・職場、地球規模）のビジョン「将来こうしたい！まちの風景」を実現するために国際化・多文化共生に関する各施策の推進に取り組んできました。

本市の外国人市民の人口は、リーマン・ショックのあった平成20年（2008年）以降は減少傾向となっていましたが、平成26年（2014年）に増加に転じ、現在まで増加傾向が続いています。特にベトナム人、インドネシア人をはじめとした東南アジアの国々の外国人市民が急増しており、国籍の多様化、定住化・永住化が進んでいます。

国においては、平成30年（2018年）に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、人口減少等により深刻化する人手不足への対応策として、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていくための在留資格「特定技能1号・2号」が創設され、今後も新たに日本に在留する外国人が増えることが見込まれます。そのため、令和元年（2019年）に「日本語教育の推進に関する法律」の施行、令和2年（2020年）に「地域における多文化共生推進プラン」の改訂、令和4年（2022年）に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の決定がされるなど、外国人材の受入や外国人との共生のための法律等の整備が実施されています。

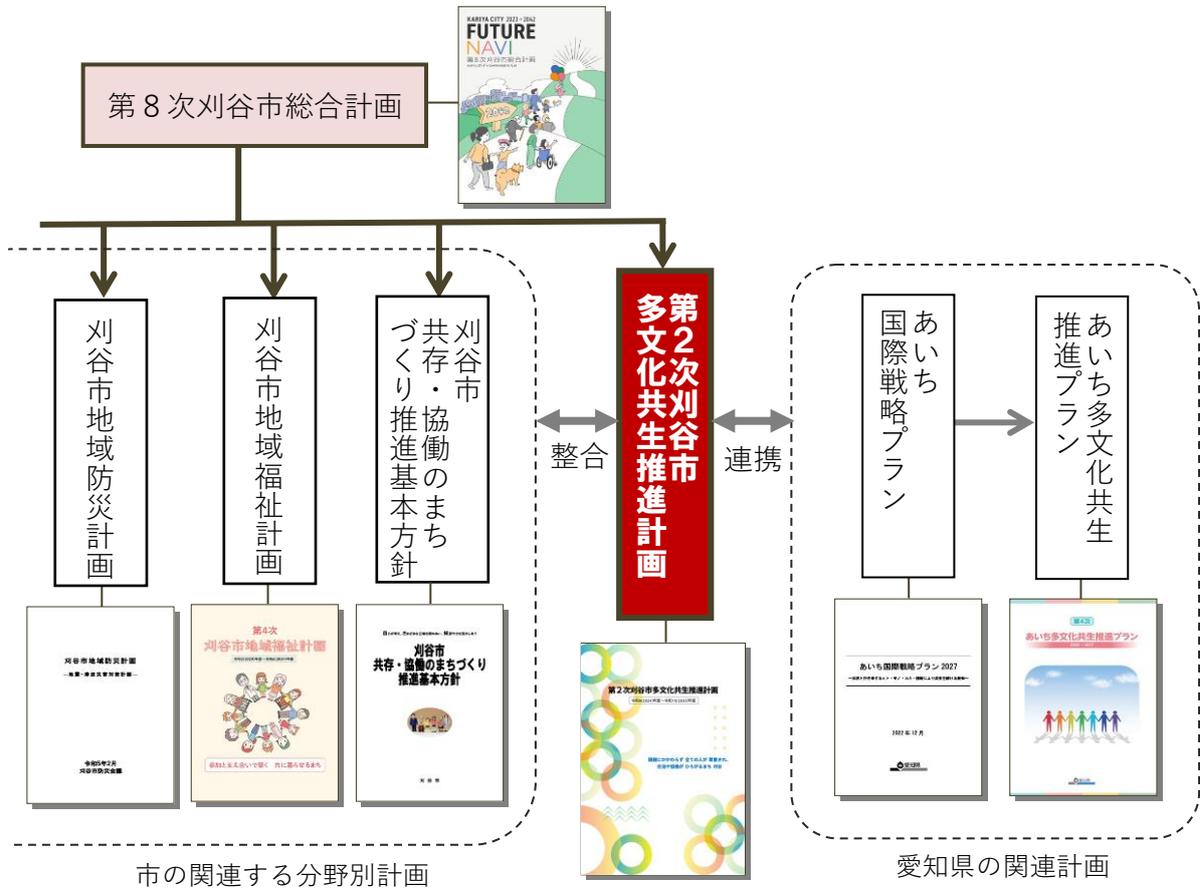
こうした時代の変化に対応し、上述の4つの目的を持つ国際化・多文化共生施策をさらに推進するため、「第2次刈谷市多文化共生推進計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、第8次刈谷市総合計画のうち「国際化・多文化共生」にかかる分野の基本施策を具体化し、推進するための“分野別計画”に位置づけられるものです。

また、本計画は、愛知県が国際化を進める「あいち国際戦略プラン」や多文化共生を進める「あいち多文化共生推進プラン」の各施策と連携を図るものです。

● 計画の位置づけ ●

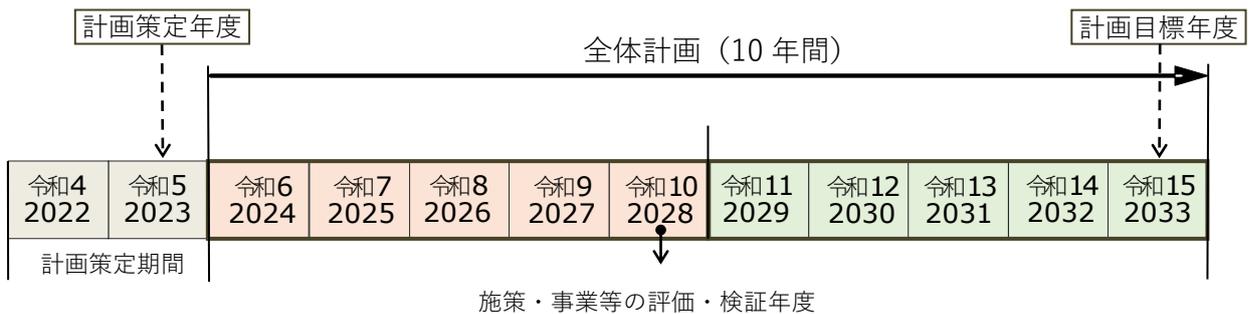


(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）までの10年間とします。推進にあたっては、毎年、事業の進捗状況を確認します。

また、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、中間年度である令和10年度（2028年度）に施策・事業等の評価、検証を行います。

● 計画の期間 ●



## (4)計画の策定方法

本計画は、以下のような調査の実施や組織における検討を経て策定しました。

### ● 計画の策定方法 ●

策定過程・組織等		内容
刈谷市国際化・多文化共生推進委員会		学識経験者、団体代表者、関係行政機関の職員、公募市民などで構成し、本計画を審議・決定しました。
刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定部会		市職員で組織し、本計画の内容について協議しました。
アンケート調査	外国人市民意識調査	市内に在住する 18 歳以上の外国籍を有する市民から、国籍の構成比に応じて 1,000 人を抽出して調査を実施し、国際化・多文化共生に関する意識や実態、意見等を把握しました。
	日本人市民意識調査	市内に在住する 18 歳以上の日本国籍を有する市民から、無作為に 1,000 人を抽出して調査を実施し、国際化・多文化共生に関する意識や実態、意見等を把握しました。
	市職員意識調査	本市の職員全員を対象に調査を実施し、職務における外国人市民との関わり、意識や課題等を把握しました。
ヒアリング調査	市各部署等ヒアリング調査	本市の各部署等に対して、質問票による調査を実施し、各部署等における外国人市民との関わりや課題について把握しました。
	関係団体ヒアリング	外国人コミュニティ、外国人に関わる地域団体・NPO、外国人を雇用する企業に対して面談による聞き取り調査を実施し、各関係団体における国際化・多文化共生に関する実態、意見等を把握しました。
	つなぐミーティング	国際化・多文化共生に関心のある外国人市民と日本人市民が対面のワークショップに参加し、多文化共生のビジョンや、その実現のために必要なことなどについての意見を出し合いました。
パブリックコメント		パブリックコメントを実施し、計画案への意見募集を行いました。